

- (2) 事業とは、業として継続的に行われるものをいい、営利の目的をもって行われるか否かは問われない。

3. 属地主義

労働基準法は行政取締法規として、日本国内にある事業にのみ適用があるので、国外にある日本の商社、銀行等の支店、出張所等であって事業としての実態を備えるものについては、適用はない。

4. 外国人の適用

日本国内にある外国人は、原則として、日本人と区別なく法の適用を受けるので、外国人の経営する会社、外国人労働者等についても、労働基準法は全面的に適用される。なお、不法就労者に対しても、労働者としての実態があれば、労働基準法等の労働保護法規の適用がある。

通達・判例等

① 事業の考え方 (H.11 基発168号)

(1) 原則

「事業」とは、工場、鉱山、事務所、店舗のように一定の場所において相関連する組織の下に業として継続的に行われる作業の一体をいい、必ずしもいわゆる経営上一体をなす支店、工場等を総合した全事業を指すものではない。

(2) 同一の場所に関する例外

同一の場所であっても、労働の態様が著しく異なっている部門がある場合に、その部門が主たる部門との関連において従事労働者、労務管理等が明確に区分され、かつ、主たる部門と切り離して法の適用を定めることが適当と認められるときは、その事業は一つの独立した事業と考えられる。

(3) 場所的に分散している事業の例外

場所的に分散している事業であっても、出張所、支店等で規模が著しく小さく、一つの事業という程度の独立性がないもの（例えば、新聞社の支社の通信部について、1名の記者のみが連絡要員として常駐しているにすぎない場合など）は、そのすぐ上位の機構と一括して一つの事業として取り扱われる。

② 派遣労働者に関する適用 (S.61 基発333号)

派遣中の労働者に関しては、派遣先の使用者が義務を負うことになる規定のうち、事業の種類によって適用される基準が異なる規定については、派遣先の事業に適用される基準を適用する。